

個人情報保護条例の解釈と運用の基準の文書化とその公表を求める陳情

(陳情趣旨)

1. 要点

ある市民による市政についての調査・検証に基づく問題提起を契機に、野田市個人情報保護条例の規定に沿わない違法な事務が長年にわたり野田市役所の多くの部局で行われていたことが明らかになりました。さらに、野田市情報公開・個人情報保護審査会の傍聴により、野田市長が2012年から野田警察署への高齢者名簿の提出を行っていたことも明らかになりました。

前者の事件は、3月議会においてある市民から改善を求める陳情がされ全会一致で採択されたことは記憶に新しいことです。さらに後者の事件も同議会ならびに6月議会において、長南議員により問題提起がされました。これらは大手新聞社により報道もされ多くの野田市民が知るようになりました。

このような中この6月、ある市民が高齢者名簿の提出に係る事務を含めた野田市役所の多くの部局の「個人情報を取り扱う事務」の開始届出や変更届出において、書類記載や手続き上に不適切な部分があるのではないかと市のメールによる問題提起を行いました。

その結果、根本市長から「条例と運用に齟齬があり、12月を目処に運用の抜本的な見直しを行う。」との回答が文書(7月16日付の電子メール)であったと聞きます。根本市長は「条例と運用に齟齬があり」と表現されていますが、これは明らかに違法な事務が行われていたことと違いがありません。

2. 陳情の理由

根本市長も認める「条例と運用の齟齬」は、条例の解釈とその解釈に基づく運用の基準が明確にされていないことに起因していると推定されます。その結果、野田市役所の多くの部局に共通理解が徹底されず、不統一または恣意的な運用が常態化していると当会では考えています。

これは、議会の承認を得て決められた条例が、実際の運用では事実上蔑ろにされていると言えます。つまり野田市行政は、議会そのものを軽視しているのではないかと疑わざるを得ません。

鎌倉市では、各種条例の「解釈と運用の基準」を文書化し、市民に公開したうえで条例に基づいた制度運用が実際にされています。

そこで以下の陳情をします。

(陳情項目)

野田市長は、野田市個人情報保護条例に係る運用の抜本的な見直し作業の中で「野田市個人情報保護条例の解釈と運用の基準」の文書化とその公表を行って下さい。

平成27年7月30日

野田市議会議長 鈴木 有 様

(陳情者)

個人情報の外部提供に反対する野田市民の会
代表 寺田 渉